

第1日

令和4年2月22日（火）

午前10時零分開会

○議長（半田雄三君） これより、令和4年第2回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。会期日程表をお開きください。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から3月18日までの25日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの25日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

7番鹿毛哲也議員

8番内田恵三議員

を指名いたします。

次に、議案の上程を行います。

市長提案理由説明書をお開きください。

本日、市長から議案28件の送付を受けました。これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。本日、ここに令和4年第2回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙な中にお繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本来ならば、この3月定例議会は新年度に向けての施政方針を明らかにし、各会計予算を御審議いただくところでございますが、改選期でありますので、本定例会に提案しております令和4年度予算につきましては、災害復旧復興に全力で取り組むための事業及び新型コロナウイルス感染症に対応する事業を計上し、それ以外の事業につきましては、新規の政策に係るものを除き、義務的経費や継続して年度当初から執行が必要な事業を中心に編成した骨格予算としております。どうか、各議員の皆様におかれましては、その旨御了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、議案の提案理由について説明申し上げます。

本定例会では、当初予算について10件、補正予算について9件、条例の一部改正及び制定について5件、市道路線の廃止、変更及び認定についてそれぞれ1件、指定管理者の指定の議決内容の一部変更について1件、合計28件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、第3号議案令和4年度朝倉市一般会計予算につきましては、本年4月に市長選挙が予定されているため骨格予算としましたが、当初予算規模は345億6,700万円となり、対前年度比33億6,300万円、8.9%減となっています。

内訳としまして、通常分は骨格予算としたことで、約5億円減の約275億円、災害等の関連予算については復旧事業の進捗等により、約29億円減の約71億円となっております。

災害関連予算につきましては、令和2年度及び令和3年度からの繰越明許費等、約43億円と合わせますと実質約114億円の規模となり、「復興計画」における最盛期の3年目を迎える令和4年度においても、引き続き、復旧・復興を着実に進める予算を確保いたしました。

それでは、一般会計の歳入の概要について説明申し上げます。

市税は、法人市民税において、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復や固定資産税の新築家屋分の増加等が見込まれることから、対前年度比2億9,428万9,000円、4.4%の増となりました。

次に、一般財源等の中で大きな割合を占める地方交付税及び臨時財政対策債は、国が示した令和4年度の地方財政計画では、地方税及び地方譲与税の伸びが見込まれるため、地方交付税は対前年度比6,153万円、3.5%の増。臨時財政対策債は、3兆6,992億円、67.5%の減とされました。これに地方税の増等を含む一般財源総額は地方が地域社会のデジタル化、公共施設の脱炭素化の推進、消防防災力の強化等の重要課題に取り組めるよう1.1%増の63.9兆円が確保されました。

本市において、普通交付税は市税の増はあるものの公債費の増、臨時財政対策債の大幅な発行抑制の影響等を鑑み、対前年度比8億円、14%の増。臨時財政対策債は地方債計画により、対前年度比7億5,000万円、68.2%の減となり、特別交付税は前年と同額の10億円を計上いたしました。

このことから、歳入の根幹をなします市税、地方交付税、臨時財政対策債等の一般財源総額は4億331万4,000円、2.5%の増となりました。

次に、歳出の主な内容につきまして、目的ごとに概要を説明申し上げます。

まず、総務費は、基幹系情報系システムのセキュリティー強化経費等の増はあるものの、小石原川ダム水源地整備事業費、災害対応派遣職員経費、池の迫団地整備事業費等の減により、3億5,689万1,000円、5.8%減の58億3,775万7,000円といたしました。

衛生費は、災害等廃棄物処理事業費、上下水道事業会計繰出金等の減はあるものの、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、汚泥再生処理センター管理費等の増により、1億

4,234万8,000円、6.1%増の24億7,982万1,000円といたしました。

農林水産業費は、水田農業担い手機械導入支援補助事業費、緊急自然災害防止対策事業を活用して行う地産事業費等の減はあるものの県営土地改良事業等負担金、活力ある高収益型園芸産地育成補助事業費、被災した農家等に対する施設や機械の再取得等のための補助金等の増により、2億1,133万9,000円、9.3%増の24億8,728万5,000円といたしました。

土木費は、下水道事業会計繰出金、防災拠点施設整備事業費等の増はあるものの、道路新設改良区事業費、東中町団地建替事業費等の減により、4億7,414万5,000円、14.3%減の28億3,623万8,000円といたしました。

消防費は、第10分団格納庫建替事業費、消防団員報酬の増はあるものの消防水利施設整備事業費、常備消防負担金等の減により、2億3,494万3,000円、21.2%減の8億7,464万7,000円といたしました。

災害復旧費は、平成29年7月九州北部豪雨災害等の災害復旧事業の進捗等により、26億156万1,000円、35.3%減の47億7,350万8,000円といたしました。

なお、詳細内容につきましては、予算審査特別委員会におきまして、担当職員から説明させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

次に、特別会計について説明申し上げます。

第4号議案令和4年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算につきましては、対前年度比42万2,000円、6.9%増の654万5,000円といたしました。

第5号議案令和4年度朝倉市国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定において、対前年度比6,620万7,000円、0.9%増の71億8,233万6,000円といたしました。直営診療施設勘定においては、対前年度比1,182万1,000円、4.1%減の2億7,941万7,000円といたしました。

第6号議案令和4年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、対前年度比3,014万2,000円、3.2%増の9億8,688万8,000円といたしました。

第7号議案令和4年度朝倉市介護保険特別会計予算につきましては、対前年度比1億5,919万4,000円、2.6%増の61億8,488万1,000円といたしました。

第8号議案令和4年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算につきましては、対前年度比2万2,000円、3.6%減の59万5,000円といたしました。

次に、第9号議案から第12号議案までにつきましては、企業会計予算に関する議案であります。

第9号議案令和4年度朝倉市工業用水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として、年間547万5,000立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は収益的収入及び支出において、収入に1億6,659万円、支出に1億5,596万7,000円を計上いたしました。また、資本的収入及び支出において、企業債償還のため資本的支出に2,611万5,000円を計上しておりますが、不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであり

ます。

第10号議案令和4年度朝倉市水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として、年間286万553立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は収益的収入及び支出において、収入に5億9,404万7,000円、支出に5億9,757万9,000円を計上いたしました。

また、資本的収入及び支出において、災害復旧事業、河川災害復旧に伴う橋梁部の配水管架け替え工事等を行うこととし、収入に1億9,793万1,000円、支出に3億4,257万4,000円を計上しておりますが、不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

第11号議案令和4年度朝倉市簡易水道事業会計予算につきましては、令和4年4月1日から地方公営企業法の全部を適用することに伴い、企業会計予算として計上するものです。業務の予定量として、年間1万243立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は収益的収入及び支出において、489万6,000円を計上いたしました。また、資本的収入及び支出において、水中ポンプ交換工事を行うこととし、292万3,000円を計上しております。

第12号議案令和4年度朝倉市下水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として水洗化人口3万788人に対し、年間総処理水量468万176立方メートルを処理することとし、これに伴う予算は収益的収入及び支出において、収入に24億2,089万7,000円、支出に20億8,341万7,000円を計上いたしました。また、資本的収入及び支出において、流域関連公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業の建設改良等を行うこととし、収入に14億9,959万円、支出に23億4,494万2,000円を計上しておりますが、不足額は当年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

次に、第13号議案から第21号議案までの補正予算に関する議案につきまして、説明申し上げます。

第13号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第11号）につきましては、国の補正予算に係る甘木鉄道施設整備事業費負担金、県営両筑2期事業費負担金、ため池の整備事業費等の増、災害関連経費の増減及び既定経費の減額等を補正するもので、補正の額は歳入歳出それぞれ24億5,666万1,000円を減額し、予算総額を400億2,755万9,000円といたしました。

第14号議案令和3年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定経費の減額等に伴い財政調整基金へ積立てる経費を補正するもので、補正の額は歳入歳出それぞれ37万6,000円を追加し、予算総額を649万9,000円といたしました。

第15号議案令和3年度朝倉市簡易水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、水道事業会計への繰出金を補正するもので、補正の額は歳入歳出それぞれ276万3,000円を追加し、予算総額を783万3,000円といたしました。

第16号議案令和3年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、事業勘定において、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免額の確

定等に伴う国県への返還金の増及び既定経費の減額を補正するもので、補正の額は歳入歳出それぞれ13万6,000円を追加し、予算総額を71億9,997万2,000円といたしました。

第17号議案令和3年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、後期高齢者医療広域連合に対する保険料負担金等の増額等に伴い補正するもので、補正の額は歳入歳出それぞれ464万9,000円を追加し、9億6,134万5,000円といたしました。

第18号議案令和3年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による国庫補助金の増に伴い、歳入予算の組替えを補正するものであります。

第19号議案令和3年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出において、工事費の減に伴う消費税分について補正するもので、収益的支出を46万6,000円増額し、支出合計を1億1,919万9,000円といたしました。また、資本的収入及び支出において、工業用水管更新工事の確定に伴う減により、資本的収入を921万9,000円減額し、収入合計を6,400万円とし、資本的支出を923万8,000円減額し、支出合計を7,364万9,000円といたしました。

第20号議案令和3年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出において、工事費の減に伴う消費税分について補正するもので、収益的支出を392万3,000円増額し、支出合計を6億104万7,000円といたしました。また、資本的収入及び支出において、災害復旧関連事業の実施年度変更等に伴う減により、資本的収入を4,651万5,000円減額し、収入合計を2億7,495万2,000円とし、資本的支出を5,636万6,000円減額し、支出合計を3億8,598万6,000円といたしました。

第21号議案令和3年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出において、流域下水道関連の負担金減に伴い補正するもので、収益的収入を1,402万6,000円減額し、収入合計を20億8,932万5,000円とし、収益的支出を1,402万6,000円減額し、支出合計を20億7,031万1,000円といたしました。また、資本的収入及び支出において、令和4年度に予定しておりました国庫補助事業の前倒しに伴う補助金及び企業債の借入の増により、資本的収入を1億6,470万円増額し、収入合計を17億8009万7,000円とし、資本的支出を1億6,470万円増額し、支出合計を23億6,525万7,000円といたしました。

次に、第22号議案朝倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、デジタル社会への形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第23号議案朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及

び雇用保険法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第24号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法を労働基準法の適用によるものに改定したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第25号議案朝倉市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団員の処遇を改善し、消防団の組織及び活動の充実を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

第26号議案朝倉市交通公園条例の制定につきましては、自動二輪車等の運転技術を体得する場を提供し、もって地域の活性化に寄与することを目的とした朝倉市交通公園を設置するため、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第27号議案市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

第28号議案市道路線の変更につきましては、道路法第10条第2項の規定に基づき市道路線を変更するに当たり、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第29号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、第30号議案指定管理者の指定についての議決内容の一部変更につきましては、豪雨災害等の影響により事業再開が見込めず、適正な管理運営を継続することが困難となったため、朝倉市川の駅原鶴の指定管理者の指定の期間を変更する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上、重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして、追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定がありますので、あらかじめ報告申し上げますよう御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(半田雄三君) 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長(森山浩二君) 補足いたします。

一般財源等の中の大きな割合を占めるところの2行目のところですが、その下に地方税及び地方譲与税の伸びが見込まれるため、地方交付税は対前年度比6,153万円と市長は申しましたけれども、正しくは6,153億円です。訂正のほうをお願いいたします。

それから、土木費のほうで、東中町団地建替事業費等の減により4億7,414万5,000円と

申しましたが、正しくは4億7,415万5,000円でございます。訂正のほうをお願いいたします。

もう1点でございます。

第6号議案のところで、令和4年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、対前年度比3,014万2,000円、3.2%の増の9億8,680万8,000円と申しました。正しくは、9億8,683万8,000円でございます。訂正のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（半田雄三君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案の質疑は、3月1日の本会議において行います。

お諮りいたします。第3号議案については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く17名の皆さんを指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました17名の皆さんを予算審査特別委員に選任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、2月28日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時35分散会